

地域福祉活動助成事業要綱

平成14年12月 1日 制 定

平成15年 9月30日 一部改正

平成24年10月31日 一部改正

平成27年10月30日 一部改正

令和 4年10月31日 一部改正

1. 目 的

この事業は、帯広市社会福祉協議会（以下、本会）が地域福祉の推進を図るにあたり、地域福祉の向上が認められる事業に対して、その執行者からの申請により助成金を交付し、帯広市における総合的な民間福祉向上を図ることを目的とする。

2. 助成金の財源

助成金の財源は、北海道共同募金会からの市町村地域使途計画助成及び地域歳末たすけあい助成とし、本会が要望の取りまとめと内容審査を行い、北海道共同募金会の審査を経て、助成交付を受ける。

3. 助成金の対象となる事業

- (1) 障害者や高齢者あるいは保健医療、更生保護の当事者やその家族により構成される組織が、社会復帰や社会参加のために取り組む事業やこれらの支援事業
- (2) 帯広市全域あるいは小地域において住民参加による福祉活動や地域福祉向上のための事業
- (3) 文化活動や環境美化活動、教育・子育てなどの幼児及び青少年の健全育成事業や健全な地域社会を構築するため住民参加により実施される事業
- (4) 災害等の支援活動
- (5) 地域との連携を含んだ国際的交流・支援事業
- (6) その他、地域福祉の向上に効果があると認められる先駆的・開拓的事业

4. 助成金の対象とならない事業

- (1) 公的な制度により実施されるべき事業
- (2) 特定財源により実施されるべきと考えられる事業
- (3) 営利と連動する事業
- (4) 政治や宗教等と連動する事業
- (5) 執行者の財政状況から助成がなくても実施できる事業
- (6) 執行者の運営費で単にその補填的性格のもの
- (7) 会員間の親睦等の事業

5. 事業の実施期間

毎年次4月1日から翌年3月31日まで

6. 助成金の要望

助成金の交付を希望する事業の執行者は、毎年次定められる期日までに所定の事業要望書（様式第1号）、収支見込書（様式第2号）を関係書類添付のうえ本会会長に提出しなければならない。助成金の割合は、対象事業費の1／2以内とし、上限を50万円とする。

7. 助成金の要望審査の結果

要望のあった事業内容については本会が精査し、帯広市共同募金委員会の審査を経て、本会から北海道共同募金会に助成を申請し、審査結果に基づき、その執行者に対して事業実施年度当初に助成金交付通知書（様式第3号）により通知する。

8. 助成金の交付

助成金の交付決定を受けた執行者は助成対象事業の完了後、事業完了報告書（様式第6号）及び収支（成果）報告書（様式第7号）、寄付者に向けたありがとうメッセージ（様式8号）を提出するとともに、助成金交付請求書（様式第4号）により助成金の交付を本会会長に請求する。本会は提出された完了報告及び請求内容を審査し、その結果を執行者に確定通知書（様式第11号）により通知するとともに助成金を交付する。

9. 助成金の前払

助成金の交付決定を受けた執行者のうち、資金の状況などから事業の完了前に助成金の交付が必要な場合、交付前払請求書（様式第5号）により助成金の前払いを本会会長に請求することとし、本会は請求内容を審査し、その結果を執行者に前払交付通知書（様式第12号）により通知し助成金を前払いする。前払いを受けた執行者は事業完了後速やかに事業完了報告書（様式第6号）及び収支（成果）報告書（様式第7号）、寄付者に向けたありがとうメッセージ（様式8号）を提出するものとする。

10. 財源の周知

助成金の財源が、共同募金の助成によることを寄付者である市民に周知するため本会は、具体的内容を社協だよりに掲載しなければならない。また、助成金の交付を受けた執行者は本会の指示に従い、実施する事業が共同募金の財源によることを市民に周知しなければならない。

11. 事業の変更又は中止

執行者は助成金の対象となる事業が次の事由により変更又は中止となる場合、事業計画変更届（様式第9号）、事業予算内訳書（様式第10号）を本会に届け出し、本会の再審査の結果に従わなければならない。

(1) 事業を実施しない場合

(2) 総事業費が予定額の10%以上減額になった場合で、かつ予定額に対する助成金の比率において変更後の助成金額を計算し1万円以上の差額が生じた場合には、その差額分の全額を返還する

12. 助成金の返還

助成事業の執行上、申請内容と異なる使用あるいは不正に使用した場合は、執行者は本会の指示により助成金の一部又は全部を返還しなければならない。

13. 継続事業に対する助成金の交付

申請事業に継続性が認められる場合、3年間については、助成金を継続して交付するが、執行者は3か年の内に財源基盤が確立するよう努めなければならない。ただし、事業の状況に応じては、継続することができる。この場合にあっては年次毎の申請書は提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。